

アソシアギフト券 払戻しのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年11月1日をもって取扱いを終了いたしました「アソシアギフト券」について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、未使用残高の払戻しを実施いたします。

以下のご案内のとおり、払戻し期間内にお申し出くださいますよう、お願い申し上げます。

記

払戻しを行う前払式支払手段 発行者の商号	株式会社ジェイアール東海ホテルズ
払戻し対象となる前払式支払 手段の種類	アソシアギフト券 (1,000円券・10,000円券)
払戻しの申出期間	令和2年11月2日(月)から令和3年2月1日(月)まで(消印有効) ※当該申出期間内にお申し出がない場合は、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。なお、破損、汚損、滅失、偽造等されたギフト券は払戻しできない場合があります。
申出の方法	次頁に掲載しております「アソシアギフト券払戻し申出書」を印刷して必要事項をご記入の上、お持ちのアソシアギフト券を同封して、払戻し期間内に以下の郵送先までご送付ください。 ※ホテル店頭での払戻しは行っておりませんので、予めご了承ください。
払戻の方法	弊社にご郵送いただいた未使用のアソシアギフト券の券面金額及びお客様がご負担された送付代金を、「アソシアギフト券払戻し申出書」にご記載の銀行口座へお振込みいたします。なお、振込手数料は弊社が負担いたします。 ※銀行口座のご記入は誤りのないようお願いいたします。
お問い合わせ及び払戻窓口	〒450-6002 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 株式会社ジェイアール東海ホテルズ アソシアギフト券払戻事務局 電話 052-584-1212 (平日9:00-17:00 ※12:00-13:00を除く)

※現在販売中のJR東海ホテルズギフトカードは引き続きご使用いただけます。(払戻対象外です。)

■取扱いを終了する商品



